

秦野市例規システムの賃貸借及び保守業務に係るプロポーザル 実施要領

1 目的

例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における確実性・正確性の向上とともに、法令改廃情報等の迅速な把握・提供及び法制執務体制の充実を目的として、「秦野市例規システムの賃貸借及び保守業務」について、公募型のプロポーザル方式により広く事業者からの提案を募集し、最も適した受注候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

秦野市例規システムの賃貸借及び保守業務

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年12月31日までとし、その内訳は、次のとおりとする。

ア データベース構築及びシステム移行

契約締結日から令和3年12月31日まで

イ 例規システム運用期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間

(3) 業務内容

別紙「秦野市例規システムの賃貸借及び保守業務仕様書」のとおり

3 提案上限額（消費税相当額を含む。）

14,745,000円

※ 契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額

※ この業務に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。この場合において、本市は、いかなる責めも負わない。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 競争入札参加資格者名簿（物品「物件の借入れ」及び一般委託「情報処理業務委託」）に登録されている者であること。ただし、協同組合等が入

札に参加する場合は、その構成員は単独で同一入札に参加することができない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でない者であること。この場合において、停止措置の期間中とは、プロポーザル参加申出書の提出期限から契約締結日までの間をいう。
- (4) 法人税（個人事業者にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (5) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 本件と同種の契約を地方公共団体との間で締結した実績があり、本件業務を効果的かつ効率的に実施することができること。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

- (1) 提出書類（各1部）
 - ア プロポーザル参加申出書（第1号様式）
 - イ 誓約書（様式1）
 - ウ 事業者等の概要報告書（様式任意。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの）
- (2) 提出先
 - 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
 - 秦野市総務部文書法制課

(3) 提出方法

秦野市総務部文書法制課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、特定記録郵便で提出すること。

(4) 提出期限

令和3年7月26日（月）午後5時まで

※ 持参の場合は、土曜・日曜日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時

(5) 参加資格要件の確認結果

令和3年7月27日（火）に提案資格確認結果通知（兼）提案書提出要請書（第2号様式）を送付する。

7 提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次とのおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類（各9部。正本1部、副本8部とする。）

ア 提案書提出届（様式2）

イ 提案書（任意様式）

ウ 業務実績確認書（様式3）

エ 見積書（様式4）

※見積額には消費税を含む。

※積算根拠を明らかにした書類（任意様式）を添付すること。

(2) 秦野市総務部文書法制課に持参又は郵送すること。郵送の場合は、特定記録郵便で提出すること。

(3) 提出期限

令和3年8月13日（金）午後5時まで

※ 持参の場合は、土曜・日曜日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時

8 提案書に関する質問と回答

提案書の作成に当たっての質問を電子メールにより受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和3年8月2日（月）午後5時まで

【提出先アドレス】bunsyo@city.hadano.kanagawa.jp

(2) 回答方法

質問者名を伏せ、参加申出書を提出した全ての事業者に対して電子メールにより回答する。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書の内容を評価するに当たり、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和3年8月19日（木） 時間は、別途通知する。

(2) 場所

秦野市役所 4階 議会第1会議室

(3) 時間

説明40分（準備時間は含まない。）、質疑応答10分

(4) その他

説明者は3名以内とし、スクリーンは本市で用意するが、その他必要となる機器があるときは、参加者が用意すること。

10 評価及び結果通知

(1) 選定委員会

評価は、「秦野市例規システムの賃貸借及び保守業務受注候補者選定委員会」を設置し、実施する。

(2) 評価基準

別紙1評価基準のとおり

(3) 結果通知

結果の通知については、プロポーザル参加者にプロポーザル方式審査結果通知書（第3号様式）により通知する。

11 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、この業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 2 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 本市は、提出された書類について、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することがある。なお、同条例第11条に基づき非公開としたい情報は、非公開としたい情報届出書（様式5）により届け出ること。
- (5) 本市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。

1 3 スケジュール

	項 目	日 付
1	募集告知開始	令和3年7月15日（木）
2	参加表明手続締切	令和3年7月26日（月）
3	質問締切	令和3年8月 2日（月）
4	提案書提出締切	令和3年8月13日（金）
5	プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年8月19日（木）
6	評価結果通知発送	令和3年8月26日（木）
7	契約締結予定	令和3年9月

1 4 問合せ先

秦野市総務部文書法制課文書法制担当 担当 栗原

電 話 0463-82-5119（直通）

F A X 0463-82-6793（代表）

E-mail bunsyo@city.hadano.kanagawa.jp